

○国立大学法人宮崎大学予算実施規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年3月23日 平成19年1月31日
平成19年3月22日 平成19年10月25日
平成20年3月25日 平成22年9月22日
平成23年3月23日 平成24年3月14日
平成24年3月29日 平成25年9月18日
平成26年3月31日 平成27年3月30日
平成28年3月25日 平成29年3月31日
令和元年12月26日 令和4年6月23日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学会計規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）における予算の適正な編成、執行等に係る手続について定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(予算の定義)

第2条 この規程で規定する予算は、事業年度における教育研究その他業務運営に関する計画を明確に計数化したものであり、年度計画に記載される予算（以下「年度計画予算」という。）である。

(予算単位及び予算責任者)

第3条 規則第42条に定める予算単位及び予算責任者は、別表1のとおりとする。
2 予算責任者に事故等があるときは、学長が命じた者が事務を代行するものとする。
3 前項における事故等とは、次の各号に該当する場合とする。
(1) 欠員となったとき。
(2) 休暇、欠勤等により長期にわたりその職務を執ることができないとき。
(3) 業務のため、長期にわたり出張するとき。

第2章 予算編成

(予算編成方針)

第4条 学長は、規則第44条第1項に定める予算編成方針（以下「予算編成方針」という。）の策定に当たっては、経営協議会で審議し、役員会の議を経なければならない。
2 学長は、予算編成方針を策定後、速やかに予算責任者に通知しなければならない。

(予算単位の予算案)

第5条 予算責任者は、予算編成方針に基づき、予算単位における事業の計画とともに規則第43条に定める予算単位の予算原案を作成し、学長に提出しなければならない。

(年度計画予算の決定)

第6条 学長は、規則第44条第3項に規定する本法人の予算を作成し、経営協議会で審議し、役員会の議を経て、事業年度開始前までに年度計画予算として決定しなければならない。

第3章 予算の配分

(年度計画予算の配分)

第7条 学長は、年度計画予算が決定した後速やかに各予算単位へ配分し、その旨を事業年度開始前までに予算責任者に通知しなければならない。
2 学長は、追加の予算措置に備えるため、予算の一部を留保することができる。

(予算単位内の予算配分)

第8条 予算責任者が、前条第1項に規定する予算を配分するときは、配分先に予算額を速やかに

通知しなければならない。

(追加配分)

第9条 予算責任者は、追加の予算措置が必要と認めるときには、学長に申請し、追加配分を求めることができる。

2 学長は、前項の申請に基づき追加配分を決定したときには、予算責任者に対して速やかに通知しなければならない。

第4章 予算の執行

(予算の流用)

第10条 予算責任者は、予算単位に配分された予算の総額の範囲内において、別に定める予算科目(以下「予算科目」という。)を超えて執行する必要があるときは、学長に他の予算科目からの流用を申請しなければならない。

2 学長は、前項に規定する流用申請に対して審査を行い、流用を承認する場合には、その旨を当該予算責任者に通知し、これに基づき予算配分額の振替を行わなければならない。

第5章 予算の補正

(予算の補正手続)

第11条 学長は、規則第46条に規定する予算の補正に当たっては、経営協議会で審議し、役員会の議を経なければならない。

第6章 予算の繰越

(予算の繰越)

第12条 予算の繰越については、次の場合において行うことができる。

- (1) 運営費交付金を財源とし、事前に学長より成果の進捗が客観的に把握できるものとして指定を受けた業務で、事業年度終了時において業務が終了していない場合
- (2) 契約を締結済みの調達において、本法人の責によらない理由で事業年度終了時に検収が行われていない場合

第7章 決算報告書

(決算報告書)

第13条 規則第50条に規定する決算報告書は、別に定める様式によるものとする。

第8章 雑則

(委任)

第14条 この規程の施行に必要な事項は、財務部長が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から適用する。

2 第6条の規定にかかわらず、平成16年度の年度計画予算については、平成16年度当初に決定するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

予算単位及び予算責任者

予算単位	予算責任者
事務局	財務部長
企画総務部	
財務部	
施設環境部	
学生支援部	
研究国際部	
監査室	教育学部長
教育学部	
附属教育協働開発センター	
附属幼稚園	
附属小学校	医学部長
附属中学校	
医学部	工学教育研究部長
工学部・工学教育研究部	工学教育研究部長
農学部	農学部長
フィールド科学教育研究センター	
附属動物病院	
附属農業博物館	地域資源創成学部長
地域資源創成学部	
附属病院	附属病院長
附属図書館	附属図書館長
産学・地域連携センター	産学・地域連携センター長
教育・学生支援センター	教育・学生支援センター長
フロンティア科学総合研究センター	フロンティア科学総合研究センター長
国際連携センター	国際連携センター長
産業動物防疫リサーチセンター	産業動物防疫リサーチセンター長
多言語多文化教育研究センター	多言語多文化教育研究センター長
I Rセンター	I Rセンター長
安全衛生保健センター	安全衛生保健センター長
情報基盤センター	情報基盤センター長